

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 山武市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	地方財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
7,167	5,861	1,028	14,056

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	23,211	22,065	1,146	801	275	20,542	
一般会計等	23,211	22,065	1,146	801		20,542	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	387	342	45	1,388	154	4,042	4,042	法適用
松尾自動車教習所事業会計	111	135	△ 24	422	4	-	-	法適用
農業集落排水事業会計	444	433	11	11	187	3,235	3,235	
国民健康保険特別会計(事業勘定)	6,881	6,671	211	211	288	-	-	
国民健康保険特別会計(施設勘定)	179	172	7	7	25	-	-	
介護保険特別会計	3,359	3,269	89	89	462	-	-	
後期高齢者医療特別会計	368	366	3	3	109	-	-	
老人保健特別会計	42	41	1	1	2	-	-	
公営企業会計等 計				2,132		7,277	7,277	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
山武郡市環境衛生組合(一般会計)	1,172	1,091	81	81	-	463	261	
東金市外三市町清掃組合(一般会計)	2,175	2,017	158	158	-	2,468	422	
山武郡市広域行政組合(一般会計)	4,592	4,375	217	217	68	1,563	531	
組合立国保成東病院(病院事業会計)	5,157	5,477	△ 320	27	1,933	1,899	726	法適用
九十九里地域水道企業団(水道用水供給事業会計)	6,952	6,088	864	7,493	-	15,384	21	法適用
山武郡市広域水道企業団(上水道事業会計)	4,860	5,104	△ 243	5,716	-	1,282	-	法適用
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,642	35,066	576	576	1,901	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治会館管理運営特別会計)	290	261	29	29	-	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治研修センター特別会計)	131	122	9	9	2	-	-	
千葉県市町村総合事務組合(千葉県市町村交通災害共済特別会計)	153	123	30	30	-	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	5,171	5,099	72	72	153	-	-	
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	388,653	373,907	14,746	14,746	3,966	-	-	
一部事務組合等 計				29,154		23,059	1,961	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債権残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,705	5,134	429
減債基金	1,044	919	△ 125
その他充当可能基金	3,950	3,937	△ 13
充当可能基金 計	9,699	9,990	291

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算・A	平成21年度 決算・B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算・A	平成21年度 決算・B	差引 B-A
実質赤字比率	5.21	5.69	0.48	△ 12.85	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	21.81	20.85	△ 0.96	△ 17.85	△ 40.00	松尾自動車教習所会計	-	-	-
実質公債費比率	14.2	14.9	0.70	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	68.5	59.3	△ 9.20	350.0					
財政力指数	0.60	0.59	△ 0.01						
経常収支比率	93.1	89.1	△ 4.00						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。